

# 大門中学校PTA会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、大門中学校PTAと称し、事務局を大門中学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の研修と、家庭・学校・地域がお互いに協力して、生徒の教育的成長・福祉増進をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 教育上必要な連絡協力・研修に関する事。
- 2 教育環境の整備充実に関する事。

## 第2章 組織及び任務

第4条 本会は、大門中学校生徒の保護者並びに在勤職員をもって、組織することを本則とする。

第5条 1 本会に次の役員を置く。

◎会長1名 ・副会長 各地区1名 女性1名 計4名

◎監査 各地区1名 計3名 ・理事若干名 ・学校理事若干名

◎幹事若干名

◎広報部正副部長 3名

◎教育部正副部長 3名

◎学年部正副部長 3名（各学年ごとに）

◎地域部正副部長 3名

◎各部役員 各学級ごと若干名

◎地域部役員 原則として各町内会ごと1名以上とし、他の役員を兼ねる場合がある。

◎顧問 校長他若干名

2 役員・顧問の推薦及び理事の構成について。

◎会長・副会長・監査及び広報部・教育部・地域部・学年部の各正副部長は、全役員会において候補を推薦し、総会において承認をうける。

◎理事は、会長・副会長・監査及び広報部・教育部・地域部・学年部各部正副部長・幹事・学校理事をもってあてる。

◎顧問は、校長または、理事会の推薦した者をあてる。

3 役員・顧問の任期について。

◎役員・顧問の任期は1ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。

◎補欠役員・顧問の任期は、前任者の残任期とする。補欠役員決定は、理事会とする。

第6条 役員・顧問の任務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、又、会長事故あるときは、これを代行する。

3 理事は、本会の企画運営にあたる。

- 4 監査は、会計を監査する。
- 5 役員は、各部会活動を分担する。
- 6 幹事は、会長の委嘱により、庶務会計等の事務にあたる。
- 7 顧問は、すべての会に出席し、発言することができる。

第7条 本会は、事業執行のため、次の役員会を設けて、それぞれ機能を分担する。

- 1 広報部 広報に関すること。
- 2 教育部 生徒の健康安全・校外生活指導の援助並びに文化・教育・研修一般・環境整備寿実に関すること。
- 3 地域部 地域（町内会）におけるPTA行事・校外生活指導の推進協力に関すること。
- 4 学年部 学年PTAの研修と諸活動に関すること。

### 第3章 会議

第8条 会議は、総会・理事会・全役員会・各部会・学級役員会とする。

- 1 総会は、年1回とし、必要に応じ臨時総会を開く。
- 2 総会・臨時総会・理事会・全役員会は、会長が召集する。
- 3 広報・教育・地域・学年各部会は、それぞれの部長が召集する。
- 4 学級役員会は、学級ごと必要に応じて会合する。
- 5 各種検討委員会は、正副会長・学校代表で構成し、理事会へ諮問し、決定する。

会長判断で拡大検討委員会を招集することができる。

第9条 本会の規定の改廃は、総会において決定する。

第10条 運営上必要な事項は、全役員会あるいは理事会で決定する。

第11条 理事会は、正副会長・広報・教育・地域・学年各部正副部長・監査・顧問・幹事学校理事で構成し、その任務にあたる。

### 第4章 会計

第12条 1 会計は、会員の会費事業収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額400円とする。

3 予算決算の議決承認は総会で行い、更生予算の必要のあるときは、理事会において、議決して執行する。

4 本会の事務会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

5 年度末に会計監査を受ける。

6 本会計の収支は、総会にて報告し決議承認を受ける。

付 則

1 本会則は、昭和55年4月1日より施行する。

2 改正 平成 7年4月 1日

3 改正 平成13年4月 1日

4 改正 平成14年5月 2日

5 改正 平成24年4月28日